

○松浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所の指定等に関する規則

平成29年3月24日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業の事業所の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び省令において使用する用語の例による。

2 この規則で使用する申請書及び届出書の様式は、省令において厚生労働大臣が定める様式による。

(指定期間)

第3条 省令第140条の63の7の市が定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第13条の規定により第1号訪問事業に係る指定事業所の指定を受けたものとみなされた者に係る当該みなされた指定の有効期間 平成30年3月31日まで
- (2) 整備法附則第13条の規定により第1号通所事業に係る指定事業所の指定を受けたものとみなされた者に係る当該みなされた指定（以下「通所みなし指定」という。）の有効期間 平成30年3月31日まで
- (3) 指定地域密着型通所介護に係る指定事業所の指定を受け、かつ、第1号通所事業及び指定地域密着型通所介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合（通所みなし指定を受けている場合を除く。）における当該第1号通所事業に係る指定事業所の最初の指定の有効期間（当該指定事業所の同意がある場合に限る。） 当該指定事業所の指定の時点における指定地域密着型通所介護に係る指定の有効期間の満了の日まで
- (4) 第1号通所事業（通所みなし指定に係る第1号通所事業を含む。以下同じ。）及び指定地域密着型通所介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合における当該第1号通所事業に係る指定事業所の指定の更新に係る有効期間（当該指定事業所の同意がある場合に限る。） 当該指定事業所の指定の更新の時点における当該指定地域密着型通所介護に係る指定の有効期間の満了の日まで
- (5) 前各号以外の場合 指定事業所の指定の日（指定事業所の指定の更新の場合は、従前の有効期間の満了の日の翌日）から起算して6年

(指定の申請)

第4条 法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けようとする者は、当

該指定を受けたい日の1月前までに指定申請書に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(指定事業所の指定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があった場合においては、法第115条の45の5第2項の規定に基づき当該申請をした者について事業所の指定の適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、事業所の指定を行うときは、当該申請をした者に松浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定通知書(様式第1号)により、指定を行わないときは、松浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定申請却下通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者(以下「総合事業指定事業所」という。)は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(指定の拒否)

第6条 市長は、前条に規定する事業所の指定を行うことにより、松浦市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合又はその他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、事業所の指定をしないことができる。

(変更の届出等)

第7条 総合事業指定事業所は、指定の申請内容に変更があったときは、当該変更した日から10日以内に変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 総合事業指定事業所は、当該指定に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、廃止・休止届出書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により休止の届出をした総合事業指定事業所は、当該指定に係る事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に再開届出書を市長に提出しなければならない。

4 総合事業指定事業所は、総合事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前の1月以内に当該サービスを受けていた者であって、当該総合事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該サービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防支援事業を行う事業所その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(指定の更新)

第8条 総合事業指定事業所は、法第115条の45の6第4項の規定により準用する法第115条の45の5第1項の規定により指定の更新を受けようとするときは、当該指定の有効期間の満了の日の1月前までに指定更新申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、事業所の指定の更新を行

うときは、当該申請をした者に松浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定更新通知書（様式第3号）により、指定の更新を行わないときは、松浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定更新申請却下通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定の更新を受けた事業所は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

（指定の取消し等）

第9条 市長は、法第115条の45の9の規定により、総合事業指定事業所の指定を取り消し、又は期間を定めてその総合事業指定事業所の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、松浦市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定取消（効力停止）通知書（様式第5号）により当該総合事業指定事業所に通知するものとする。

（事業所情報の提供）

第10条 市長は、第4条から前条までの規定による指定及び指定の更新、届出の受理、指定の取消し若しくは効力の停止（以下「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を長崎県、国民健康保険団体連合会その他の関係機関に提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請をした者及び主たる事業所の所在地並びに代表者及び役員に関する情報

(3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

(4) 事業開始年月日（事業廃止年月日、事業休止年月日、事業再開年月日、指定取消年月日又は効力停止年月日）

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) その他市長が必要と認める事項

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の事業所の指定及びこれらに関する必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（令和2年6月26日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月28日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月21日規則第11号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。